○農林水産省令第十九号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項及び第二十条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章　本省 第一節・第二節　（略） 第三節　地方支分部局 第一款　地方農政局 第一目　内部部局（第百五十八条―第二百三十四条） 第二目・第三目　（略） 第二款　北海道農政事務所 第一目　内部部局（第二百八十七条―第三百二十五条） 第二目　（略） 第二章～第四章　（略） 附則	目次 第一章　本省 第一節・第二節　（略） 第三節　地方支分部局 第一款　地方農政局 第一目　内部部局（第百五十八条―第二百三十三条） 第二目・第三目　（略） 第二款　北海道農政事務所 第一目　内部部局（第二百八十七条―第三百二十三条） 第二目　（略） 第二章～第四章　（略） 附則
（調査官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官） **第二条**　秘書課に、調査官一人、人事調査官一人、人事企画官三人、管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官一人、栄典専門官一人及び監査官一人を置く。 2　（略） （削る。） 3～14　（略） （広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画専門官、データ活用企画専門官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官） **第六条**　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官一人、情報企画官二人、広報・報道審査官一人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官二人、データ活用企画専門官一人、セキュリティ対策調整官一人及び文書管理専門官一人を置く。 2～11　（略） 12　広報・報道審査官は、広報についての審査及び連絡調整に関する事務を行う。 13～18　（略）	（調査官、業務改革推進専門官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官） **第二条**　秘書課に、調査官一人、業務改革推進専門官一人、人事調査官一人、人事企画官三人、管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官一人、栄典専門官一人及び監査官一人を置く。 2　（略） 3　業務改革推進専門官は、秘書課の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。 4～15　（略） （広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画専門官、データ活用企画専門官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官） **第六条**　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官一人、情報企画官二人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官二人、データ活用企画専門官一人、セキュリティ対策調整官一人及び文書管理専門官一人を置く。 2～11　（略） 12　広報・報道審査官は、命を受けて、広報についての審査及び連絡調整に関する事務を行う。 13～18　（略）